

このふみ、候ぬあまがきたるものに候はず、まいらせて候はゞこそは候はめ、かへすくあ
さましく候、もしてれ令泉三位せいのさんにとのにも、すけつぐにても、あしもりのゆづりぶみま
いらせて候はゞ、にほんごくのかみほとけのにくまれをけのあなごにかうぶり候て、げせご
しやう、いたづらにてはて候べし、かつはこのてにござらんじあはずべく候、あなかしこく、

せうきう三ねん十月廿八日

あべのうぢ在判

〔式目抄〕追加弘長新制云、可仰諸國守護地頭等令禁斷海陸盜賊山賊海賊夜討強盜類事諸國守護地
頭等、可致其沙汰之子細被載式目訖、而無沙汰之由依有其聞、如此惡黨等不可見隱聞隱之旨、雖被
召起請文於御家人等、猶以不斷絕云々、早仰國々守護所々地頭、殊可被加懲肅、此上猶惡黨蜂起之
由、於有其聞所々者、云守護云地頭、可被改補其職矣。

〔増鏡十七月草の花〕元弘二年卯月二十日あまり、又あづまよりもの、ふおほくのぼる中に、おとゞし笠
置へもむかひたりし、治部大輔源尊氏のぼれり、院伏見にもたのもしくきこしめして、かの伯耆
の舟上へ、むかぶべきよし、院宣たまはせけり、あづまをたちしときも、うしろめたく、ふたご、ろ
あるまじきよし、をろかならず、ちかごとふみをかきてけれども、その心やいかゞあらむ、かく
きこゆるすぢもありけり、

〔梅松論〕上爰に京都より細川阿波守舍弟源藏人、掃部介兄弟三人、關東追討の爲に差下さる、所
に、路頭にをいて、關東はや滅亡のよし聞え有けれども、猶々下向せらる、かくて若君を補佐し奉
るといへども、鎌倉中連日空騒して、世上穩かならざる間、和氏頼春師氏兄弟三人、義貞の宿所に
向て、事の手細を問尋て、勝負を決せんとせられけるに依て、義貞野心を存せざるよし、起請文を
以陳じ申されし間、せいひつす、

〔明德記〕上此上ハ氏清ヲ御退治有べき下テ、様々入御内談共有ツケルヲ、奥州山名傳傳へ聞き給